

提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

令和6年度 横浜市就労訓練事業支援センター運営事業業務委託

2 業務の内容

別紙業務説明資料のとおり

概算業務価格（上限）は約9,154千円（税抜）です。

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

3 参加資格

次の条件を全て満たす者とします。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 令和5・6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に「その他の委託等」及び「就労支援に関する取組」の登録があること。
- (3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 受託者は、就労支援の実施又はコーディネートの業務経験を有する者とする。

4 参加に係る手続き（参加意向申出書の提出）

本業務のプロポーザルに参加する場合は、次により参加意向申出書（横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱「様式1」）の提出をお願いします。

(1) 提出期限

令和5年11月28日（火）17時00分まで（必着）

(2) 提出先

横浜市健康福祉局生活福祉部 生活支援課生活支援係

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10

電話：045-671-2429 F A X：045-664-0403

電子メールアドレス：kf-seikatsushien@city.yokohama.jp

※持参の場合の受付時間は、平日の9:00～12:00及び13:00～17:00

(3) 提出方法

持参又は郵送

（※指定されたもの以外の方法・様式による提出は受理しません。郵送の場合

は期限までに必ず到着するよう発送し、到着確認を行ってください。)

(4) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

ア 通知日

令和5年12月4日(月)までに行います。

イ その他

提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

5 質問書の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書(提案書作成要領様式「要領-1」)の提出をお願いします。質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限

令和5年12月12日(火)17時00分まで(必着)

(2) 提出先

3(3)と同じ

(3) 提出方法

持参、郵送、ファクシミリ、電子メール

(郵送の場合は書留郵便、電子メールの場合は提出書類にパスワードをつけることとし、提出期限までに到着するように発送してください。)

(4) 回答日及び方法

令和5年12月18日(月)までにファクシミリ又は電子メールにより回答します。

6 提案書の内容

(1) 提案書は、別添の所定の書式(横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱「様式5」及び提案書作成要領様式「要領-2」)に基づき作成するものとします。

(2) 用紙の大きさは原則A4版縦、横書き、左綴じ、両面印刷とします。

(3) 提案については、次の項目に示した項目に関する提案を、所定の様式に記載してください。

1 法人概要			
2 基本事項			
	(1)	業務実績	生活困窮者に対する、就労支援の実施又はコーディネートの実績はあるか。また、それは本事業の目的達成に十分か。
	(2)	事業目的と効果	何を目的に事業を行い、どのような効果が得られると考えているのか。また、それらは妥当か。
	(3)	生活困窮者の情勢と就労訓練事業の有効性について	生活困窮者の置かれている状況を理解しているか。生活困窮者自立支援法についての制度全般、及び本人の状態像に応じた就労支援の必要性・有効性について理解しているか。
	(4)	コスト	事業内容と参考見積りとのバランスが取れているか。
3 実施体制に関する事項			
	(1)	センター窓口の設置について	横浜市内にセンターの窓口を設置することは可能か。区生活支援課や事業所等に対し、電話や来所及び出張での対応が行えるか。
	(2)	スタッフの体制	スタッフの配置は十分か。スタッフが急遽休んだり、退職した場合の対応策は考えられているか。報酬は時給換算で最低賃金を下回っていないか。
	(3)	スタッフの人材・能力	コーディネーターは、就労支援の実施又はコーディネートの業務経験を有しているか。相談調整機能を果たすことは可能か。
	(4)	スタッフの育成・研修について	スタッフが本市の関係機関や地域特性を理解し、家計管理に関する有効な支援を行えるよう育成できる体制にあるか。また、業務を遂行するにあたって必要な知識・技術力を高めるための研修機能は十分か。
4 事業所の支援に関する事項			
	(1)	認定就労訓練事業所に対する相談支援体制	認定就労訓練事業所に対して生活困窮者自立支援制度に関する理念や知識を深めるようにするための工夫がされているか。また、相談支援体制は具体的かつ現実的か。
	(2)	訓練実施期間中における認定就労訓練事業所への支援	訓練実施期間中における認定就労訓練事業所への支援について、具体的な構想はあるか。連携体制をとるための工夫はあるか。またそれは実現可能と考えられるか。
	(3)	認定就労訓練事業所間の情報	認定就労訓練事業所どうしが情報交換やノウ

		交換・支援ノウハウ共有の方法	ノウハウを共有できる仕組みを作り、お互いの事業展開を確認できるような事業所支援を行う体制がとれているか。またそれは現実的か。
5 区生活支援課との連携に関する事項			
	(1)	区生活支援課との連携及びその必要性について	事業利用対象者の支援のための、区生活支援課との連携体制は具体的かつ現実的か。また、円滑に事業を遂行することは期待できるか。
	(2)	認定就労訓練事業所の情報提供に関する手法・工夫	就労訓練事業の利用促進に向けて、区生活支援課に対する情報提供のための手法・工夫は具体的かつ現実的か。
6 ワークライフバランスに関する取組			
	(1)	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	(従業員101人未満の場合) 策定し、労働局に届け出ているか。
	(2)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	(従業員301人未満の場合) 策定し、労働局に届け出ているか。
	(3)	次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)の取得、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定	いずれかを取得している、または認定されているか。
	(4)	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール)の取得	認定されているか。
7 障害者雇用に関する取組			
	(1)	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成	達成しているか(従業員43.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用しているか(従業員43.5人未満)
8 健康経営に関する取組			
	(1)	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	取得している、または認証を受けているか。

(4) 今回のプロポーザル方式の実施に係る提案書の内容に対して、開示請求があった場合の取扱いについて、「提案書の開示に係る意向申出書」(提案書作成要

領様式「要領－3」を作成し、提案書とともに提出してください。

(5) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。

イ 文書を補完するため最小限のイメージ図・イラスト等の使用は可能ですが、設計（調査・検討）の内容が具体的に表現されたものは認めません。

ウ 具体的な設計図、模型（模型写真含む）、透視図等の使用は認めません。

エ 文字は注記等を除き原則として10ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まる程度で記述してください。

オ 多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写しますので、見易さに配慮をお願いします。

7 評価基準

提案書評価基準の通りです。

8 提案書の提出

(1) 提案書の提出

ア 提出部数

(ア) 提案書2部（正1部、複写用1部）

(イ) 「提案書の開示に係る意向申出書」1部

イ 提出先

4(3)と同じ

ウ 提出期限

令和5年12月25日（月）17時00分まで（必着）

エ 提出方法

持参又は郵送

（※指定されたもの以外の方法・様式による提出は受理しません。郵送の場合書留郵便とし、期限までにまでに到着するよう発送し、到着確認を行ってください。）

(2) その他

ア 所定の様式以外の書類については受理しません。

イ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された書類は、返却しません。

エ プロポーザルに記載した配置予定の技術者（資格者等）は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。

オ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。

カ 提案内容の変更は認められません。

9 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

(1) 実施日時

令和6年1月12日（金）（予定）

(2) 実施場所

本市の指定する場所

(3) 出席者

本業務を受託した場合に実際に担当する予定である責任者、担当者を含む5名以下としてください。

(4) その他

詳細については、別途お知らせします。

10 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	健康福祉局第二入札参加資格 審査・指名業者選定委員会	令和6年度 横浜市就労訓練事業支援セ ンター運営事業業務委託に係るプロポー ザル評価委員会
所掌 事務	プロポーザルの実施、受託候 補者の特定に関する事	プロポーザルの評価に関する事
委員	健康福祉局 副局長 総務課長 職員課長 企画課長 福祉保健課長 生活支援課長 障害施策推進課長 高齢健康福祉課長 保健事業課長 経理係長	健康福祉局 福祉保健課長 障害施策推進課長 企画課長 生活支援課指導・適正化対策担当課長 南区 生活支援課長

11 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかつた者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

(1) 通知日

令和6年3月中旬までに行います。

(2) その他

特定されなかつた旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかつた理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

12 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

13 プロポーザル手続における注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせるがあります。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。
なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

14 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

15 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語：日本語

イ 通貨：日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 令和6年度の事業実施期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。

(5) 横浜市就労訓練事業支援センター運営事業業務委託の受託者としての指定期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までですが、当該年度の履行状況が良好と認められた場合で、翌年度の予算が議決を経て成立した場合に限り、単年度ごとに契約を締結します。

(4) この契約は、令和6年度度横浜市各会計予算が令和6年3月31日までに横浜市議会において可決されることを停止条件とする案件です。